

平成21年5月19日

各 位

会 社 名 大和小田急建設株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 高村 義明  
(コード番号1834 東証第一部)  
問 合 せ 先 管理本部 川西 誠二  
総務部長  
TEL (03) 3376-3101

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成21年6月25日開催予定の第71回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業拡大に備え、事業目的を追加するものであります。(現行定款第2条(目的)第4号、第5号)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(株券の電子化)されました。これに伴い、株券の存在を前提とした現行定款第7条(株券の発行)、第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行)第2項および第10条(株券の種類)の規定を削除するものであります。  
なお、現行定款第7条につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日を効力発生日として廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。また、現行定款第9条(単元未満株式についての権利)および第12条(株主名簿管理人)第3項について、不要または無効となる表現を削除するものであります。
- (3) 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで引き続き株券喪失登録簿を作成し備え置く必要があることから、附則に所要の規定を設けるものであります。(附則第1条、第2条)

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成21年	6月25日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年	6月25日(木曜日)

以 上

## 〔定款変更の内容〕

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第 2 条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
(1) 土木・建築工事の請負	(1) (現行どおり)
(2) 土木・建築工事の調査、企画、診断、測量、施工、設計、監理、マネジメントおよびコンサルティング	(2) (現行どおり)
(3) 鉄道、道路、公園、上下水道等の公共施設ならびにこれに準じる施設の設計、施工および維持管理	(3) (現行どおり)
(新設)	<u>(4) 土壌の調査・浄化工事の請負およびコンサルティング</u>
(新設)	<u>(5) 廃棄物の収集、運搬および処分</u>
(4) コンクリート製品の製造および販売	(6) (現行どおり)
(5) 土木・建築用資材、建設機械、事務機器、パソコンおよび周辺機器の賃貸ならびに販売	(7) (現行どおり)
(6) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、鑑定およびコンサルティング	(8) (現行どおり)
(7) 貨物自動車運送事業	(9) (現行どおり)
(8) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務	(10) (現行どおり)
(9) 労働者派遣事業	(11) (現行どおり)
(10) 前各号に付帯関連する一切の業務	(12) (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
<u>(株券の発行)</u>	
第 7 条 <u>本社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)  第8条 本会社の単元株式数は、500株とする。</p> <p><u>2 本会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)  第9条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(株券の種類)  第10条 本会社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株式取扱規則)  第11条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)  第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。  2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  3 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p>	<p>(単元株式数)  第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)  第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)  第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)  第10条 (現行どおり)  2 (現行どおり)</p> <p>3 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>(以下、条数を2条ずつ繰り上げる)</p>

現 行 定 款	変 更 案
附則 (新設)           (新設)	附則 <u>第 1 条 本会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</u> <u>第 2 条 前条および本条は、平成 2 2 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 2 2 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u>